

平成 23年 12月 1日

各 位

(社) 日本 鳶 工 業 連 合 会
会 長 木 戸 睦 浩
新潟県 鳶 土 工 職 組 合 連 合 会
会 長 関 川 斉 久

「登録鳶・土工基幹技能者」講習会開催のご案内
(国土交通大臣登録第16号)

北陸地区での「登録鳶・土工基幹技能者講習会」を開催致します。
是非ともこの機会に多くのとび・土工技能者の方が受講され「登録鳶・土工基幹技能者」
として現場で活躍されることを期待いたします。

記

1. 開催日時 平成24年2月18日(土)～19日(日) 2日間
受付開始 8:30 講習開始 9:00
2. 開催場所 「 鳶協会館 」
住所 新潟県長岡市昭和2-1-15
電話 0258-36-6310
3. 受講資格 下記①～④の条件をすべて満たしている必要がある。
①10年以上のとび・土工工事の実務経験を有する者
②8年以上のとび・土工工事の職長経験のある者
③ 下記のいずれかを満たしている者
イ. 安衛法第60条に基づき安衛則第40条第2項で定める職長教育を
受講し、修了後5年以上経過している者。
ロ. 元方及び事業者が、上記職長教育について同等以上の知識及び技
能を有していると認められ、5年以上経過している者
④ 下記の資格(イ～ハ)のいずれかを有する者
イ. 1級とび技能士
ロ. 1・2級建築施工管理技士
ハ. 1・2級土木施工管理技士

4. 受講申込み
提出書類
- ① 受講申請書（別紙資料参照）
 - ② 実務経験証明書（別紙資料参照）
※8年以上の職長としての工事経歴を含む10年以上の工事経歴の記入が必要
 - ③ 労働安全衛生法第60条に規定する職長教育修了証（上記③、イに該当）の写し、または元方及び事業主による証明書類の写し（上記③、ロに該当）
※但し、修了証及び証明書類は、取得後5年以上経過しているもの
※職長教育修了証の交付について
職長教育修了証交付の義務付けについては、原則安全衛生団体等（日鷺連など）による実施の場合であり、元方及び事業所内で実施した当該教育については、台帳等への記録、保存のみが義務付けの対象となっているので注意。（基発第623号通達）
 - ④ 資格証の写し（上記1. ④イ～ハのいずれかの資格）
 - ⑤ 顔写真（免許証サイズ）の提出3枚が必要となります。
5. 講習内容 講義（10時間） 修了試験（1時間）
6. 申請締切り 平成24年1月30日（月）
7. 申請手数料 申請手数料 30,000円
※申請手数料には教材費・昼食費含
※振込手数料は振込人の負担
※申請手数料の領収書は発行しない（振込票にて代用）
※欠席の場合、申請手数料は返金いたしません
- 振込先口座 三井住友銀行 日比谷支店（店番632）
普通預金 講座番号7110123
名 義 社団法人日本鷺工業連合会
8. 受講票送付 受講された方には受講資格及び申請手数料入金等確認後、「受講票」・「テキスト」等を送付いたします。

問い合わせ先及び申請書送付先

○ 社団法人日本鷺工業連合会
〒105-0011
東京都港区芝公園3-5-20
電話 03-3434-8805

○ 新潟県鷺土工職組合連合会
〒940-0092
新潟県長岡市昭和2-1-15
鷺協会館内
電話 0258-36-6310

登録薦・土工基幹技能者講習受講資格要件について

1. 受講資格

下記①～④の条件をすべて満たしている必要がある。

- ① 10 年以上のとび・土工工事の実務経験を有する者
- ② 8 年以上のとび・土工工事の職長経験のある者
- ③ 下記のいずれかを満たしている者
 - イ. 安衛法第 60 条に基づき安衛則第 40 条第 2 項で定める職長教育を受講し、修了後 5 年以上経過している者。
 - ロ. 元方及び事業者が、上記職長教育について同等以上の知識及び技能を有していると認められ、5 年以上経過している者
- ④ 下記の資格（イ～ハ）のいずれかを有する者
 - イ. 1 級とび技能士
 - ロ. 1・2 級建築施工管理技士
 - ハ. 1・2 級土木施工管理技士

注意）上記の職長経験と職長教育との違いについて

職長経験とは、現場での統括者を意味するものであり、職長教育修了の有無にかかわらず、元方や事業主により指名され現場での統括した経験を示すものである。

職長教育については、労働安全衛生法第 60 条に基づく安全衛生規則第 40 条により以下のとおり定めている教育である。

2. 受講申込み提出書類

- ① 受講申請書（別紙資料参照）
- ② 実務経験証明書（別紙資料参照）
 - ※ 8 年以上の職長としての工事経歴を含む 10 年以上の工事経歴の記入が必要
- ③ 労働安全衛生法第 60 条に規定する職長教育修了証（上記③. イに該当）の写し、または元方及び事業主による証明書類の写し（上記③. ロに該当）
 - ※ 但し、修了証及び証明書類は、取得後 5 年以上経過しているもの
 - ※ 職長教育修了証の交付について
職長教育修了証交付の義務付けについては、原則安全衛生団体等（日鷺連など）による実施の場合であり、元方及び事業所内で実施した当該教育については、台帳等への記録、保存のみが義務付けの対象となっているので注意。（基発第 623 号通達）
- ④ 資格証の写し（上記 1. ④イ～ハのいずれかの資格）
- ⑤ 顔写真（免許証サイズ）の提出 3 枚が必要となります。

職長に関する関連法規

労働安全衛生法

第 60 条 事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く。）に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

- 1 作業方法の決定及び労働者の配置
- 2 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること
- 3 前二号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの

労働安全衛生規則（上記安衛法の詳細に関する規則）

第 40 条 法第 60 条第 3 号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 法第 28 条の 2 第 1 項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること
- 2 異常時等における措置に関すること
- 3 その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること

- 2 法第 60 条の安全又は衛生のための教育は、次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる時間以上行わなければならないものとする。

事項	時間
法第 60 条第 1 号に掲げる事項 1 作業手順の定め方 2 労働者の適正な配置の方法	2 時間
法第 60 条第 2 号に掲げる事項 1 指導及び教育の方法 2 作業中における監督及び指示の方法	2.5 時間
前項第 1 号に掲げる事項 1 危険性又は有害性等の調査の方法 2 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 3 設備、作業等の具体的な改善の方法	4 時間
前項第 2 号に掲げる事項 1 異常時における措置 2 災害発生時における措置	1.5 時間
前項第 3 号に掲げる事項 1 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 2 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	2 時間

- 3 事業者は、前項の表の左欄に掲げる事項の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる者については、当該事項に関する教育を省略することができる。